

久留米市障害者虐待防止対策支援事業相談業務企画提案書作成要領

- 1 企画提案書は、「第3号様式」、「第3号様式 別紙」及び任意様式により作成する。
- 2 企画提案書は、実施要項、仕様書等を理解した上で作成すること。
- 3 企画提案書は、下記の項目毎に別葉とし、仕様書の内容を踏まえ、提案者の役割や当該業務に関して提供できる機能等を記載し、具体的にわかりやすく作成すること。
 - (1) 業務実績
実施要項（10 審査方法(1)評価項目-1）を参考に記載すること
 - (2) 業務推進体制
実施要項（10 審査方法(1)評価項目-2）を参考に記載すること
 - (3) 障害者福祉に対する見識
実施要項（10 審査方法(1)評価項目-3）を参考に記載すること
 - (4) 提案内容
実施要項（10 審査方法(1)評価項目-4）を参考に記載すること
 - (5) 適正化・効率化につながる提案
実施要項（10 審査方法(1)評価項目-5）を参考に記載すること
- 4 様式等の形式
 - (1) 表紙 : 「久留米市障害者虐待防止対策支援事業相談業務企画提案書」と記載。
 - (2) 様式 : A4 版縦型・長辺綴じ
 - (3) 文字 : フォントサイズ 11 ポイント・横書き
 - (4) 提出部数 : 9 部（正 1 部、副 8 部）。副 8 部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データを CD-R に格納し 1 枚提出。
 - (5) 制限枚数 : 「第3号様式」、「第3号様式別紙」、表紙を除き、16 ページ以内とする。
- 6 構成の留意事項
 - (1) 提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記載すること。
 - (2) 文章を補完するために写真、イラスト、概要図等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。